

国民経済計算体系的整備部会の審議状況について

(報告)

～第 37 回国民経済計算体系的整備部会資料～

令和 6 年 4 月 26 日

第37回 国民経済計算体系的整備部会 議事次第

日 時 令和6年4月26日（金）10:00-12:00

場 所 総務省第二庁舎 6階特別会議室及びWeb会議による開催

議 事

- （１）アウトプット型建設デフレーターの実装化について
ーマークアップ率の反映に係る検討ー
- （２）速報期間における暫定的な異常値処理方法の検証について
- （３）分配側系列の四半期速報（分配QNA）の検討状況について
- （４）その他

配布資料

- 資料１ アウトプット型建設デフレーターの実装化について
ーマークアップ率の反映に係る検討ー
- 資料１－１参考 アウトプット型建設デフレーターの実装化について
- 資料２ 速報期間における暫定的な異常値処理方法の検証について
- 資料３ 分配側系列の四半期速報（分配QNA）の検討状況について
- 資料３－１参考 分配側系列の四半期速報（分配QNA）の検討状況について
- 資料４ 国民経済計算における消費者物価指数「外国パック旅行費」の
取扱いについて
- 資料４－１参考 2024年1－3月期四半期別GDP速報（1次速報値）における
推計方法の変更等について

アウトプット型建設デフレーターの実装化について ーマークアップ率の反映に係る検討ー

令和6年4月26日

統計委員会国民経済計算体系的整備部会

内閣府経済社会総合研究所

国民経済計算部

物価統計における価格変化と品質等変化の分割事例

統計名	適用対象	概要	適用率
企業物価指数	民生用電気機器、情報通信機器	● 家電製品等の耐久消費財では、品質向上を伴うモデルチェンジを頻繁に行っており、その際、品質向上分に見合う価格引き上げが行われるほか、採算是正を企図した値戻し(実質的な値上げ)が実施される傾向。 ● これについて、新旧製品間の品質向上割合を新製品の発売直後に計測すると、最頻値は、白物家電を中心とする電気機器で 0.5～0.6 程度、デジタル家電を中心とする情報通信機器で 0.6～0.7 程度であるとの実証分析を根拠に、新旧製品の価格差の50%相当分を(a)「品質変化による価格変動分」とみなし、残りの部分を(b)「純粋な価格変動分(値戻し)」として処理。 ※ なお、海外でも類似の例が存在(詳細は後述)。	50%
消費者物価指数	乗用車	● 旧銘柄ではオプションとなっていた装備が、新銘柄では標準装備となったとき、必要なコストはオプション装備に必要なコストよりも少なく済むと考えられることなどから、オプションであったときの価格からその分を調整(2分の1)して品質向上分として扱う。 ※ なお、企業物価指数においても、自動車関連品目について同様の調整を実施	50%
【参考】 英国の建設デフレーター		● 投入コスト型の建設デフレーターに別途推計した建設セクターのマークアップ率を乗じる際、すべてを価格上昇分とみなして、マークアップ率を100%デフレーターに乗じている。	100%

その他50%を採用した例

統計名	適用対象	概要
海外の一部機関における価格統計	民生用電気機器、情報通信機器等	オランダなど海外の一部機関では、「隠れた実質価格の引き上げ」が疑われるものの、その程度が分からない場合は、「新旧製品の価格差の50%を品質向上分とみなす」とのルールが適用されているとの指摘。(注1)
毎月勤労統計調査	母集団労働者数の推計に用いる事業所規模変更による補正	- 毎月勤労統計の母集団労働者数は、毎月の調査結果による労働者数の増減に加え、「事業所の新設・廃止による労働者の変化」及び「事業所の規模変化による増減」を反映し補正しているところ、<u>いずれの補正についても、適用率0.5を乗じて算定。</u> ※ 毎月勤労統計調査の改善に係るワーキンググループにおいて、適用率の妥当性を検証したところ、前者については、0.5とした場合の当てはまりが最も良いものの、<u>後者については、検証期間が短く、どの適用率の当てはまりが良いか判断することは困難との結果(注2)。</u>
国民経済計算	第3次年次推計(SUTバランス)	第3次年次推計において行われるSUTの枠組みを用いた<u>支出側推計と生産側推計の統合</u>において、支出側から推計される(財貨・サービス別の)中間消費と、生産側から推計される(財貨・サービス別の)中間投入のうち、<u>基礎統計等いずれが確からしいかの根拠が存在しないものは、両者の平均値を採用。</u>

(注1) 安部、伊藤、大山、篠崎、宗像(2016)

「耐久消費財のライフサイクルを通じた価格遷移と新旧製品間の品質向上割合: 価格比較サイトのデータを用いた分析」 https://www.boj.or.jp/research/wps_rev/wps_2016/data/wp16j01.pdf

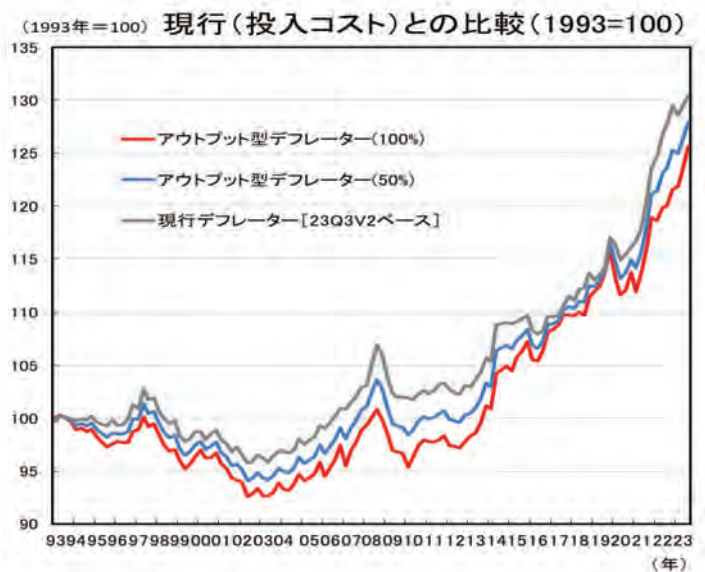
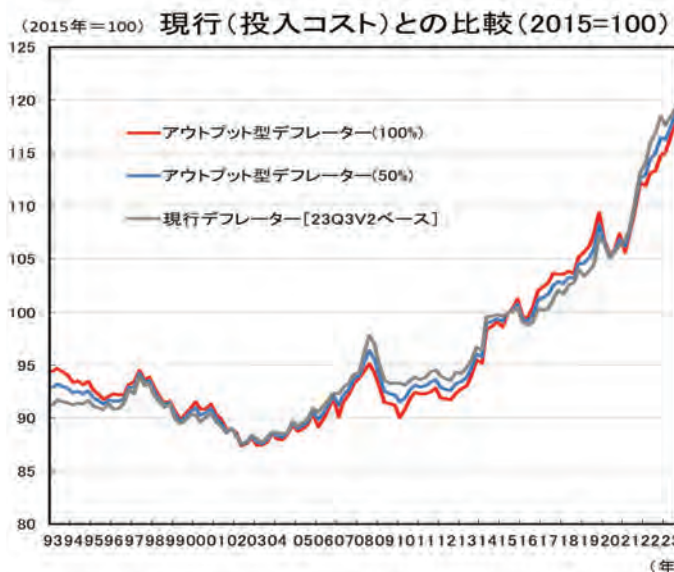
(注2) 毎月勤労統計調査の改善に関するワーキンググループ報告書

<https://www.mhlw.go.jp/content/10700000/001201932.pdf>

2

(参考1) 推計結果(現行との比較、MU率50%反映)

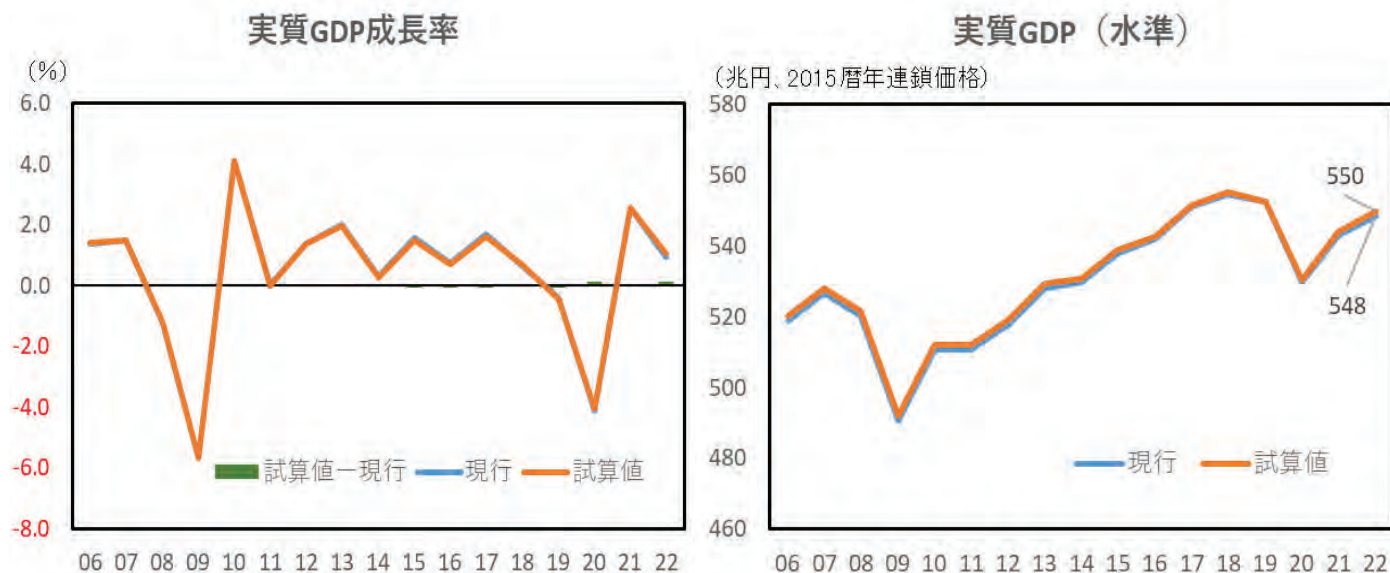
- マークアップ率に0.5をかけて試算。



3

(参考2) GDPへの影響(簡易的な試算、MU率50%反映)

- 建設デフレーターが影響する総固定資本形成デフレーター(暦年)の伸び率は、試算対象である2006年以降の期間で▲0.4～＋0.2%ポイント程度の影響(平均▲0.02%pt)。[100%の場合は▲0.8～＋0.5%ポイント程度の影響(平均▲0.03%pt)]
- 総固定資本形成のGDPに対するウェイト(25%程度)を勘案すると、実質GDP成長率(暦年)への影響は▲0.1～＋0.06%pt程度(平均▲0.00%pt)。水準では最大で1.5兆円程度の影響。
[100%の場合は▲0.2～＋0.1%pt程度(平均▲0.01%pt)、最大3兆円程度]



(備考) 現行は、2023年7-9月期2次速報値であり、試算値も同QEをベースに作成。

4

資料1-1参考

(第36回国民経済計算体系的整備部会 資料1)



アウトプット型建設デフレーターの実装化について

令和6年3月25日

統計委員会国民経済計算体系的整備部会

内閣府経済社会総合研究所

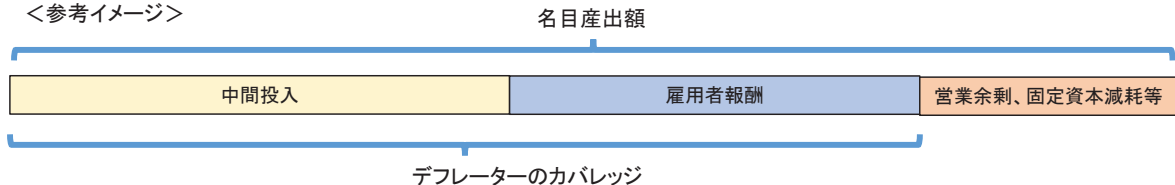
国民経済計算部

これまでの経緯

経緯

- 現行の国民経済計算における投入コスト型の建設デフレーターは、営業余剰や生産・輸入品に課される税などの付加価値部分が推計対象外となっており、物価指数と名目産出額のカバレッジが一致しておらず、カバレッジが時系列に変動する場合には、投入コスト型のデフレーターにはバイアスが生じる等の懸念から、統計委員会担当室を中心にアウトプット型デフレーターの研究を行ってきた。

<参考イメージ>



- これらの統計委員会担当室の研究を踏まえて、令和4年8月の企画部会第1WGでは、数種類のアウトプット型デフレーターについて暫定的な試算結果をお示しし、その中で、付加価値勘案法を用いたアウトプット型建設デフレーターについて次期基準改定（2025年度中を目途）での実装を目指して引き続き検討を進める旨を御提案した（※）。

（※）第IV期公的統計基本計画（抄）

建設に係るアウトプット型デフレーターについて、統計委員会に報告された一連の研究成果等を踏まえ、残された課題の検討を進め、国民経済計算の次期基準改定における実装を目指す。

付加価値勘案法のアウトプット型建設デフレーター

$$= \text{投入コスト型建設デフレーター} \times (\text{付加価値} / \text{投入コスト} + 1)$$

※付加価値／投入コスト：マークアップ率と呼ぶ。

1

1. 実装化の方針

現行の投入コスト型デフレーターに乗じるマークアップ率（MU率）の推計方法は以下のとおり。

	実装化の方針
1. MU率作成の採用統計	①形態別（※）MU率が算出できるIOを基準年ベンチマークとして採用 （※）木造住宅、非木造住宅、木造非住宅、非木造非住宅、建設補修、土木 ②IO利用年以外は、 建設工事施工統計の建設専門の建設計、施工統計 が利用できない部分について 法人企業統計年報 を利用 ③ 四半期系列は法人企業統計季報 で作成 →2次QE推計時に取り込み（1次QEは前期値を利用）
2. 四半期MU率の変動調整	後方4期移動平均
3. 過去の遡及改定	JSNA基準改定時に推計している1993年まで遡って推計
4. その他	MU率の計算元の名目値を暦年化（今暦年値＝前年度値×1/4＋今年度値3/4）して、暦年MU率を作成
1) 年度統計から、暦年デフレーターを作成する方法	
2) 四半期補間系列の水準を暦年水準に調整する方法	四半期補助系列 × (暦年補助系列 / 四半期補助系列の暦年平均) ＝ 水準調整後の四半期補助系列（四半期DFL）

上記の方針を踏まえて、以下に

- 付加価値勘案法を用いたアウトプット型建設デフレーターの推計結果

- GDPへの影響試算

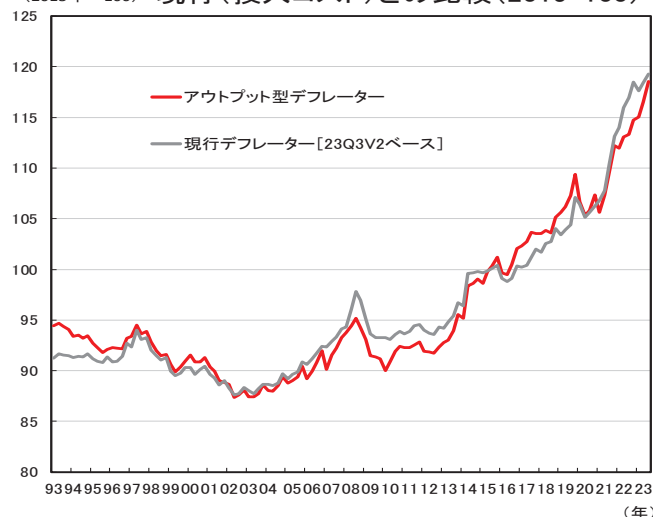
をお示しする。

2

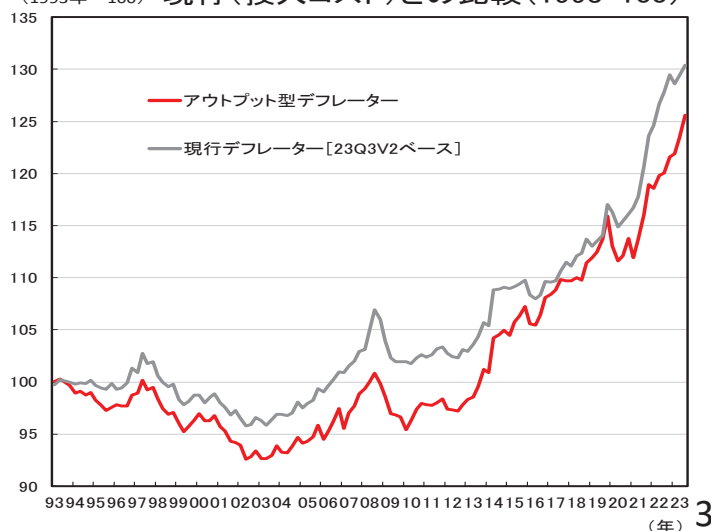
2. 推計結果(現行との比較)

- 2015年を基準とした場合、2010年代後半においては、アウトプット型のほうが投入コスト型(現行)より強めの動きとなっており、建設部門の利潤拡大を反映。
- 2021年後半以降の資材価格の高騰では、MU率が低下(利潤が圧縮)しておりデフレーターにも反映。
- 1993年を基準とした場合、アウトプット型の長期的な水準は、投入コスト型よりも低い(現行の投入コスト型は長期的な価格上昇を過大評価という指摘(※)と整合的)。(※)野村浩二・稲場翔「入札データに基づく公共土木産出価格の測定:1989-2021年」(2022年10月)

(2015年=100) 現行(投入コスト)との比較(2015=100)



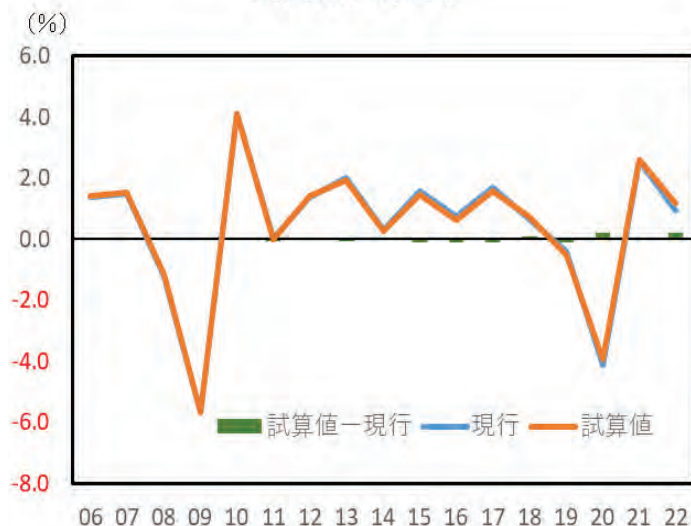
(1993年=100) 現行(投入コスト)との比較(1993=100)



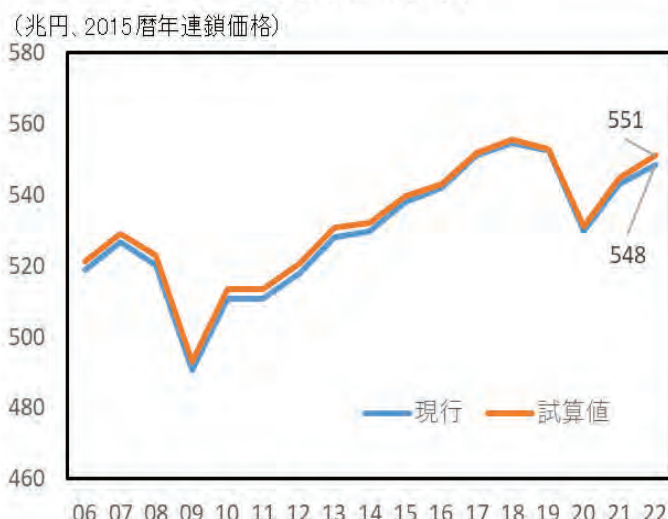
3. GDPへの影響(簡易的な試算)

- 建設デフレーターが影響する総固定資本形成デフレーター(暦年)の伸び率は、試算対象である2006年以降の期間で **▲0.8～+0.5%ポイント程度の影響(平均▲0.03%pt)**。
- 総固定資本形成のGDPに対するウェイト(25%程度)を勘案すると、実質GDP成長率(暦年)への影響は **▲0.2～+0.1%pt程度(平均▲0.01%pt)**。水準では最大で3兆円程度の影響。

実質GDP成長率



実質GDP(水準)



(備考) 現行は、2023年7-9月期2次速報値であり、試算値も同QEをベースに作成。

1. 建設デフレーターの推計方法と課題

① 現行の国民経済計算における建設デフレーターの実成方法

- 建設部門については、市場取引価格ベースの物価指数の作成が難しいため、国民経済計算では、代替的な手法として、投入コスト型による建設物価指数を作成しデフレーターとして利用。
- 具体的には、中間投入(財貨・サービス別)と雇用者報酬のそれぞれに適切な価格指数データを対応させ加重平均(産出額の約9割。残る付加価値部分のデフレーターは適当な価格データがないため同等の動きとなると仮定)。

② 課題(統計委員会担当室のワーキングペーパー(WP)における指摘)

- 営業余剰や生産・輸入品に課される税など残る付加価値部分は対象外となっており、物価指数と名目産出額ではカバレッジが一致していない。カバレッジが時系列的に変動する場合、投入コスト型物価指数にはバイアスが生じる。
- 労働コストに係る価格データ(毎月勤労統計の建設業1人当たり賃金)は、年齢、就業形態、教育歴を含む属性の変化など労働の質の変化を考慮しておらず、労働の質が時系列的に変動する場合、投入コスト型物価指数にバイアスが生じる。

5

2. 統計委員会担当室のワーキングペーパー(WP)の概要

手法	手法の概要	結果の概要	主な課題等
層別化法	国土交通省「建築着工統計」の調査票情報から得られるデータを主要な属性で層化(細分化)。細分化された層ごとに算出した着工面積当たりの平均単価から物価指数を作成。[建築のみ]	投入コスト型で算出される建設工事費デフレーターでは反映されていない建設部門の利潤の拡大が、試算値では価格上昇として反映。 推計方法を精緻化することで、層別化法とヘドニック法はほぼ動きが近似。	- 建築着工統計の情報だけでは品質調整に限界(例えば、建設技術の向上を反映した属性(建物の耐震強度、内装、附属装置、建築材料等のグレードなど)が含まれていない)。 - このため、ヘドニック関数の説明力にも一定の限界。 - 労働の品質向上分が調整されていない点は未解決。 - 着工時と竣工時との工事費の乖離補正や、進捗ベースへの変換の検討が必要。 - 一般的に、本手法に必要な価格データが大量に入手できるのは行政記録がある建築部門のみ。 「層別化」では、一般的に細分化の程度を高めると品質同一性は高まるが、他方で欠測値が多く発生。 - 調査票情報を使用することによる作成負担は重い。「ヘドニック」では、物価指数の作成負担がより重くなる。
ヘドニック法	「建築着工統計」の調査票情報から得られる建物の着工面積当たり平均単価と品質を構成する属性データからヘドニック関数を推計。時系列ダミー項を利用し物価指数を作成。[建築のみ]		
修正モデル価格法	産業連関表作成用の投入調査や入札情報等を使用し、モデル工事別の仮想的な落札金額(工事原価＋一般管理費等の積算)から価格指数作成。国直轄事業は詳細な入札情報等から推計。[公共土木のみ]	建設工事費デフレーターより水準が高め、伸び率も高い時期多い。価格変動の振れが大きい。	- 地方公共団体や独法等での一般管理費等の決定方法について、より詳細な情報が必要。 - 国・地方等の入札工事に係る民間データの活用、統計データ等の工種区分・内容の統一化など官民一体の整備が必要。 - 労働の品質向上分が調整されていない点は未解決。 - 進捗ベースへの変換の検討が必要。 - WPで使用した情報では土木全体は網羅できない。 - 作成負担が重い。
付加価値勘案法	国土交通省「建設工事施工統計」等から建設工事の収益を含むマークアップ率を算出し、投入コスト型の指数(建設工事費デフレーター)に乘じる。モデル価格法の一種であり英国の方式とほぼ同様。[建設全体]	他の価格データや先行研究と比べて、ほぼ同等かやや弱めだが、建設工事費デフレーターと比べれば相応に強い結果。	- 利用する各統計(産業連関表、建設工事施工統計、法人企業統計)の間で定義やカバー範囲など未調整部分もある。 - 建設部門共通で推計する場合は、各工事種類ごとのマークアップの違いを反映できない。工事種類別の推計には一定の仮定に基づく推計が必要。 - 資材等にかかる品質調整はできている一方、労働の品質向上は調整されていない。 - 作成負担は相対的に重くない。

(注1)「手法」については、WPでは「～アプローチ」という表現も用いられているが、ここでは「～法」で統一。

(注2)「主な課題等」については、WPで指摘されている課題を中心に内閣府で整理。

6

3. 各種手法による暫定的な試算、結果の比較

- 層別化法(建築のみ)、ヘドニック法(建築のみ)、修正モデル価格法(一部土木のみ。以下モデル価格法)、付加価値勘案法(建設全体)について、統計委員会担当室WPに基づく暫定的な試算結果を、投入コスト型デフレーターと比較。

- 層別化、ヘドニック、モデル価格法は、統計委員会担当室WPの試算結果について、一定の仮定を置いた進捗ベース化。

①月次の着工案件の工期に関する情報から、進捗パターン(進捗率の組み合わせ)を作成。

- 各種基礎統計から、用途別・構造別の工期、着工金額等のデータを抽出。
- 同じ工事でも難度が高い工事は工期が長引くと考えられるため、「工期の相違は品質の相違」、「品質固定＝工期固定」と想定し、基準時(WP試算デフレーターに合わせ2011年度)で工期を固定。
- 全ての対象期間に、当該基準時で固定した工期から導かれる同じ進捗パターン(進捗率の組み合わせ)を当てはめる。

②進捗展開前の着工時の層別化法等のデフレーター(WP試算デフレーター)に、①で計算した進捗率を乗じて、進捗ベース化する。

- WP試算デフレーターに進捗率を乗じて、将来にわたって、WP試算デフレーターの一部(進捗展開分)を配分。
- 当期における「当期以前に着工のWP試算デフレーターの進捗展開分」を合計したものを、当該期の進捗ベースのデフレーターと考える。

- 付加価値勘案法については、建設形態別の投入コスト型デフレーターに、統計委員会担当室WPの手法に基づく建設のマークアップ分を各形態共通に加味。

(付加価値勘案型の試算方法の概略)

付加価値勘案法の建設デフレーター = 投入コスト型建設デフレーター × (付加価値 / 投入コスト + 1)

※付加価値 / 投入コスト: マークアップ率と呼ぶ。

(注1) マークアップ率は、WPによる「建設工事施工統計」に基づくものと同じ計算方法(欠落年は財務省「法人企業統計」で延長)。

(分子) 付加価値 = 営業利益 + 減価償却費 + 租税公課

(分母) 投入コスト = 完成工事原価 + 販管費 - 減価償却費 - 租税公課(※「完成工事原価」は、下請完成工事高分の重複を調整)

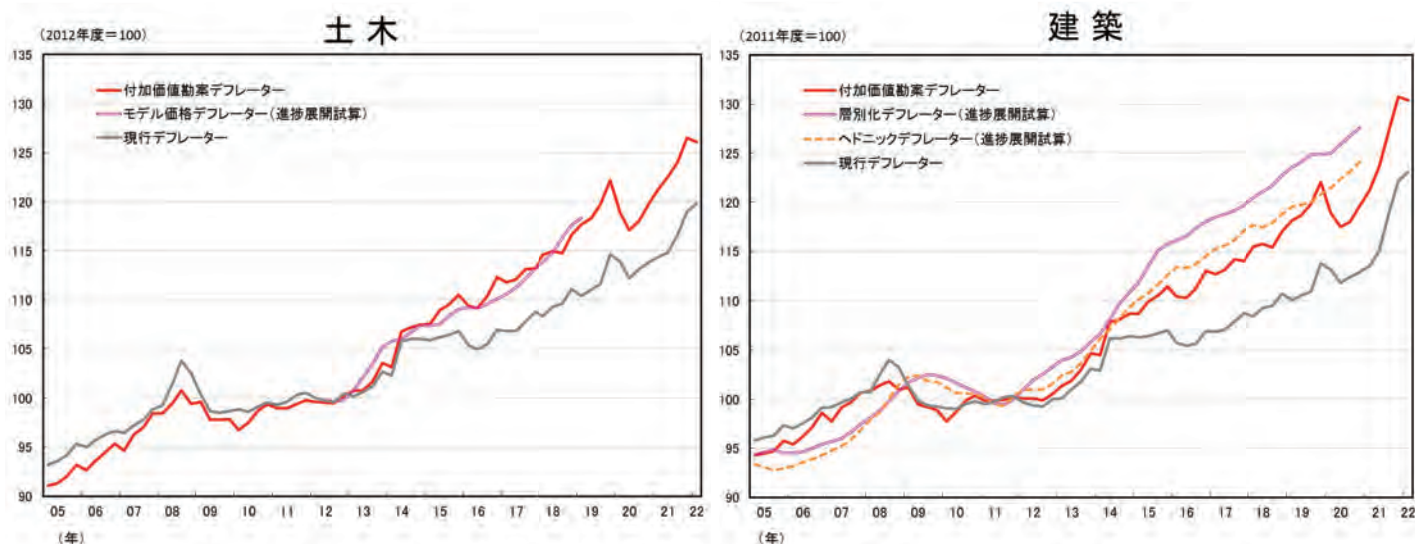
(注2) WPでは、工事種別のマークアップ率も試算しているが、強い仮定のもとに作成されているため、ここでの暫定的な試算では使用せず。

(注3) 四半期化に当たっては、「四半期別法人企業統計」の情報を用いるが、四半期のマークアップ率は変動が大きい(1-3月期が極端に大きい)ため、ここでは仮に後方4四半期移動平均値を使用。

7

3. 各種手法による暫定的な試算、結果の比較(続き)

- 付加価値勘案法については、統計委員会担当室の研究成果と同様、マークアップ分を加味することで、デフレーターについて、暫定的な試算の対象期間の多くでは、投入コスト型より強めの動きを表現できている。
- 付加価値勘案法は、土木では、モデル価格と近い動きとなっており、また、建築では、層別化法より弱めだがヘドニック法とは比較的近い動きとなっている。



(注) 土木の「モデル価格デフレーター」は、下位分類となる5種類のデフレーターを統合したもの。

8

4. 今後の対応方針(案)

- 統計委員会担当室WPの研究成果のうち、付加価値勘案法は、他の方法と比較し、以下のような特徴があり、実装により適していると考えられる。
 - ・ 建築、土木、建設補修の全ての形態に包括的に適用できる。
 - ・ 品質調整も理論的には他の方法と比べて優れている面がある。
 - ・ 比較的、作業負担を抑えた形で推計可能。デフレーターの動向について、資材価格要因、人件費要因、マークアップ要因などの確認が可能。
 - ・ デフレーターの推移に係る暫定的な試算結果として、他の推計方法による結果と同様に、投入コスト型よりも実勢を反映できていると考えられる。
- 一方で、実装に向けては、例えば以下のような課題も残されている。
 - ・ 建設形態別のマークアップ率の一定の仮定に基づく推計方法の開発、利用の妥当性の検討。
 - ・ 変動が大きい四半期ごとのマークアップ率の推計方法の工夫。
 - ・ 令和2年産業連関表等に基づくマークアップ率の使用に係る検討。
- これらの課題について検討を進め、適切な推計方法を確立した上で、国民経済計算の次期基準改定(2025年度中を目途)での実装を目指す。

9



資料2

速報期間における暫定的な異常値処理方法の検証

令和6年4月26日

統計委員会国民経済計算体系的整備部会

内閣府経済社会総合研究所

国民経済計算部

季節調整：速報期間における暫定的な異常値処理方法の検証

2023年7－9月期四半期別GDP速報（2次速報値）における対応と今回の御報告内容

- 新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して設定してきた異常値処理のダミー変数は、2023年7－9月期2次QE以降、速報期間である2023年1－3月期以降の期間について、本部会での議論を踏まえ、当面の間、外れ値の判定に用いる信頼区間を95%から99%に変更したうえで加法型異常値処理のダミー変数を設定することとした。
- 2022年において年次推計を反映するとともに、2023年（速報期間）における異常値処理方法を上記の通り変更した結果、主要系列における異常値処理の設定は以下の通りとなった。

2023年Q1～Q3の異常値	旧（2023年7－9月期1次QE）	新（2023年7－9月期2次QE）
国内家計最終消費支出		
うち耐久財	AO2023.1(名)	—
うち非耐久財	AO2023.1(名), AO2023.2(名), AO2023.3(名)	AO2023.1(名), AO2023.2(名), AO2023.3(名)
うちサービス (持ち家の帰属家賃及びFISIMを除く)	AO2023.1(名実), AO2023.2(名実), AO2023.3(名実)	AO2023.1(名), AO2023.2(名), AO2023.3(名)
民間原材料在庫変動	AO2023.2(名)	AO2023.2(名)
民間仕掛品在庫変動	—	AO2023.1(実)
財貨の輸出	AO2023.1(名実)	AO2023.1(名実)
財貨の輸入	AO2023.1(名実), AO2023.2(名実), AO2023.3(実)	—

黄色塗り箇所は、新旧で異常値設定が異なる箇所。

- 2023年10月の部会では、名目値と実質値で別々にダミーを設定することの妥当性について御指摘をいただいた。今回は、その検証結果を御報告。

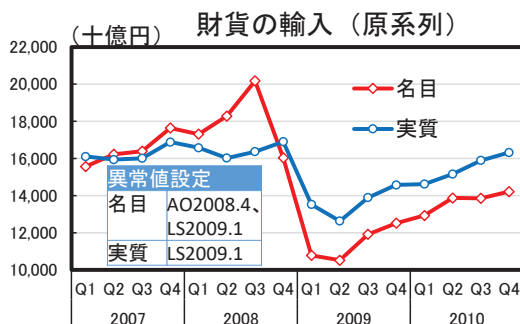
1

季節調整：速報期間における暫定的な異常値処理方法の検証

年次推計における異常値設定

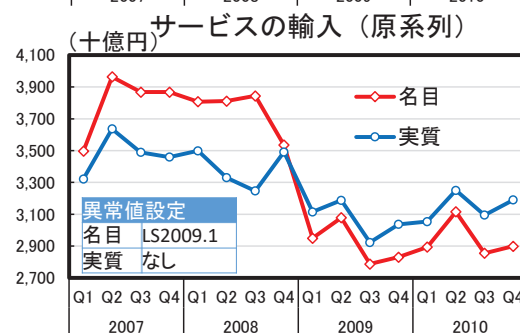
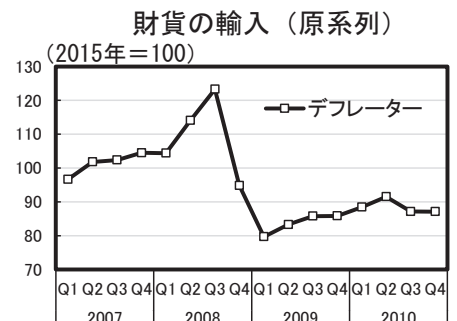
- 現在の年次推計期間(2022年まで)において、名目系列と実質系列で異なるダミーを設定している系列は、世界金融危機時における財貨の輸入及びサービスの輸入、コロナ禍における非耐久財、財貨の輸入、居住者家計の海外での直接購入。
- これらのケースでは、統計的裏付けがあり、また、当該期に価格の変動が生じているという経済的背景もあることから、名目系列と実質系列で異なる異常値設定を行うことは妥当と考えられる。

(例)世界金融危機時における財貨の輸入及びサービスの輸入の動き



【AO2008.4】

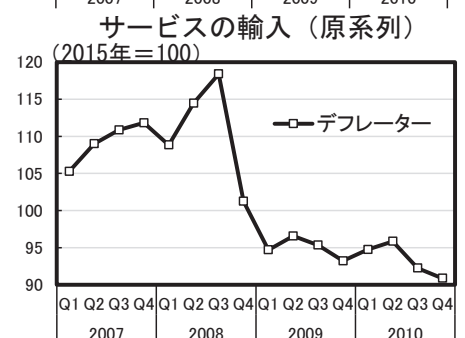
	推定値	標準偏差	t値
名目	-0.2957	0.0376	-7.87
実質	0.0178	0.0221	0.80



【LS2009.1】

	推定値	標準偏差	t値
名目	-0.1916	0.0500	-3.83
実質	-0.1083	0.0403	-2.69

※X-12-ARIMAでの自動検出の基準は、
t値(絶対値)が3.8程度を超える場合。



(※) 2023年7-9月期2次QE時点のデータを基に作成。サービスの輸入は、居住者家計の海外での直接購入及びFISIMを除く。

季節調整：速報期間における暫定的な異常値処理方法の検証

速報期間における異常値設定

- 年次推計を反映する7－9月期2次QE時に各系列の異常値処理を検証する際において、名目系列と実質系列で異なる異常値設定を行うことが妥当と判断される系列については、速報段階においても、予め同様の異常値処理を行うことができれば、年次推計により近い形で推計を行うことが可能。これを踏まえると、速報段階の暫定的な処理として、名目系列と実質系列のいずれか一方が予測系列から外れた場合に、その系列のみ異常値処理を行うことは、一定の合理性があると考えられる。
- 一方で、名目系列と実質系列のいずれか一方が予測系列から外れたとしても、名目系列と実質系列で異なる異常値処理を行う根拠となる経済的背景がないケースも存在する。名目系列と実質系列とで異常値処理を揃えるか否かについては、年次推計を反映する7－9月期2次QE時に検証することとしたい。
- なお、2023年7－9月期2次QE時点の速報期間（2023年1－3月期以降）において、名目系列と実質系列とで異なる異常値処理を行っているのは、国内家計最終消費支出のうち非耐久財及びサービス、民間在庫変動のうち原材料在庫変動及び仕掛品在庫変動の、計4系列となっている。

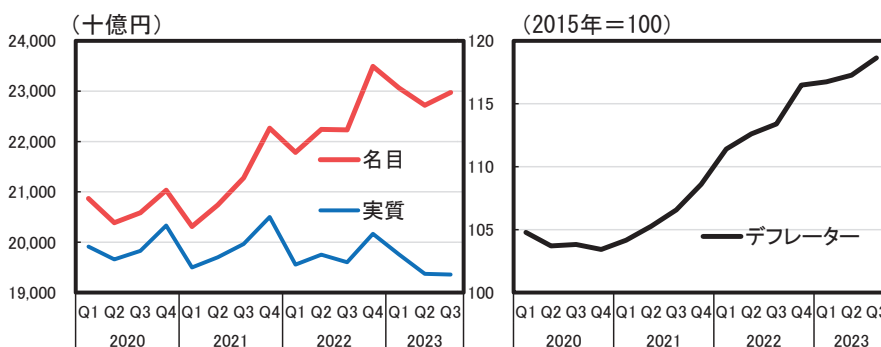
2023年Q1～Q3の異常値 (名実でダミーが異なるもの)	名目	実質
国内家計最終消費支出		
うち非耐久財	AO2023.1, AO2023.2, AO2023.3	—
うちサービス (持ち家の帰属家賃及びFISIMを除く)	AO2023.1, AO2023.2, AO2023.3	—
民間原材料在庫変動	AO2023.2	—
民間仕掛品在庫変動	—	AO2023.1

3

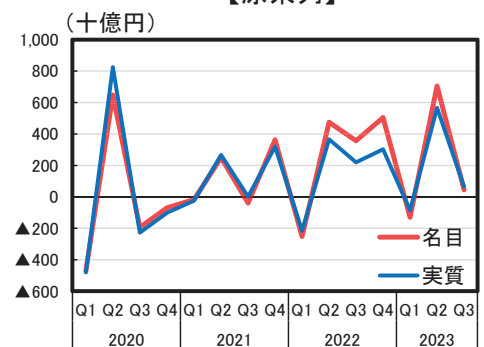
季節調整：速報期間における暫定的な異常値処理方法の検証

参考① 各系列の原系列の動き

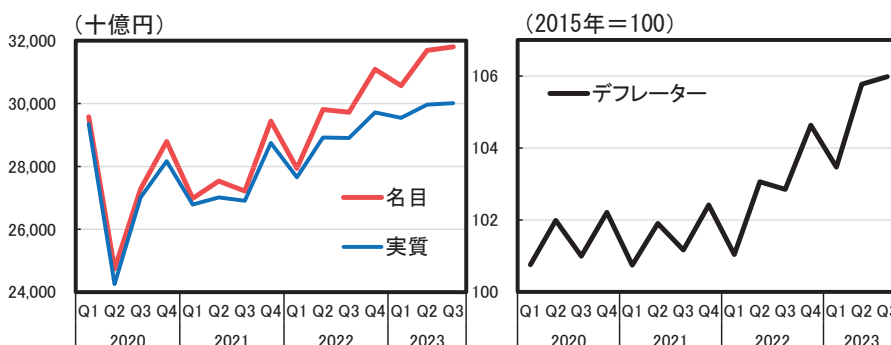
国内家計最終消費支出（非耐久財）
【原系列】



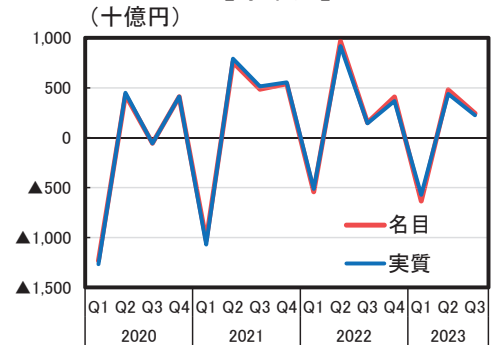
民間原材料在庫変動
【原系列】



国内家計最終消費支出（サービス）
【原系列】



民間仕掛品在庫変動
【原系列】

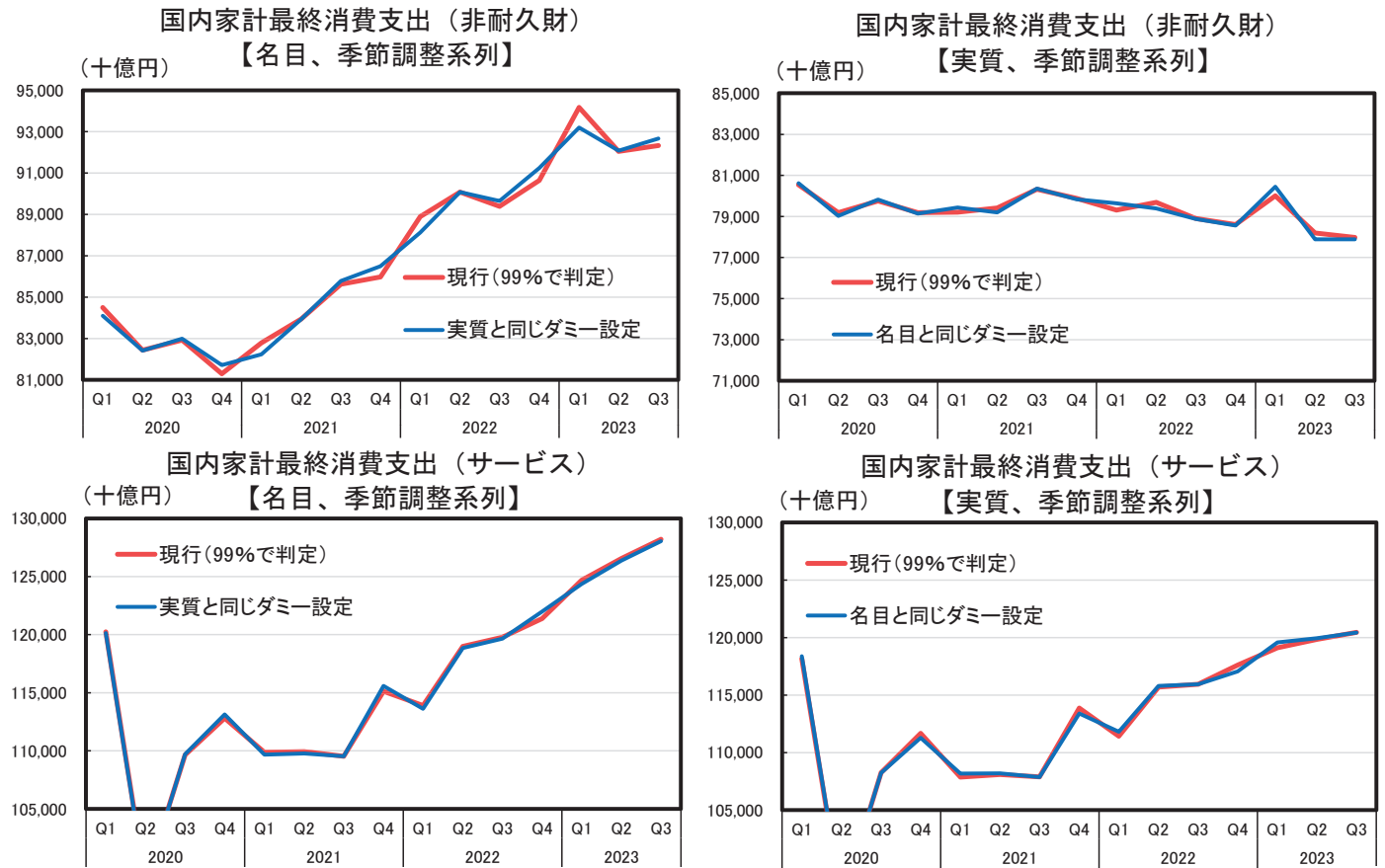


(※) 2023年7-9月期2次QE時点のデータを基に作成。サービスは、持ち家の帰属家賃及びFISIMを除く。

4

季節調整：速報期間における暫定的な異常値処理方法の検証

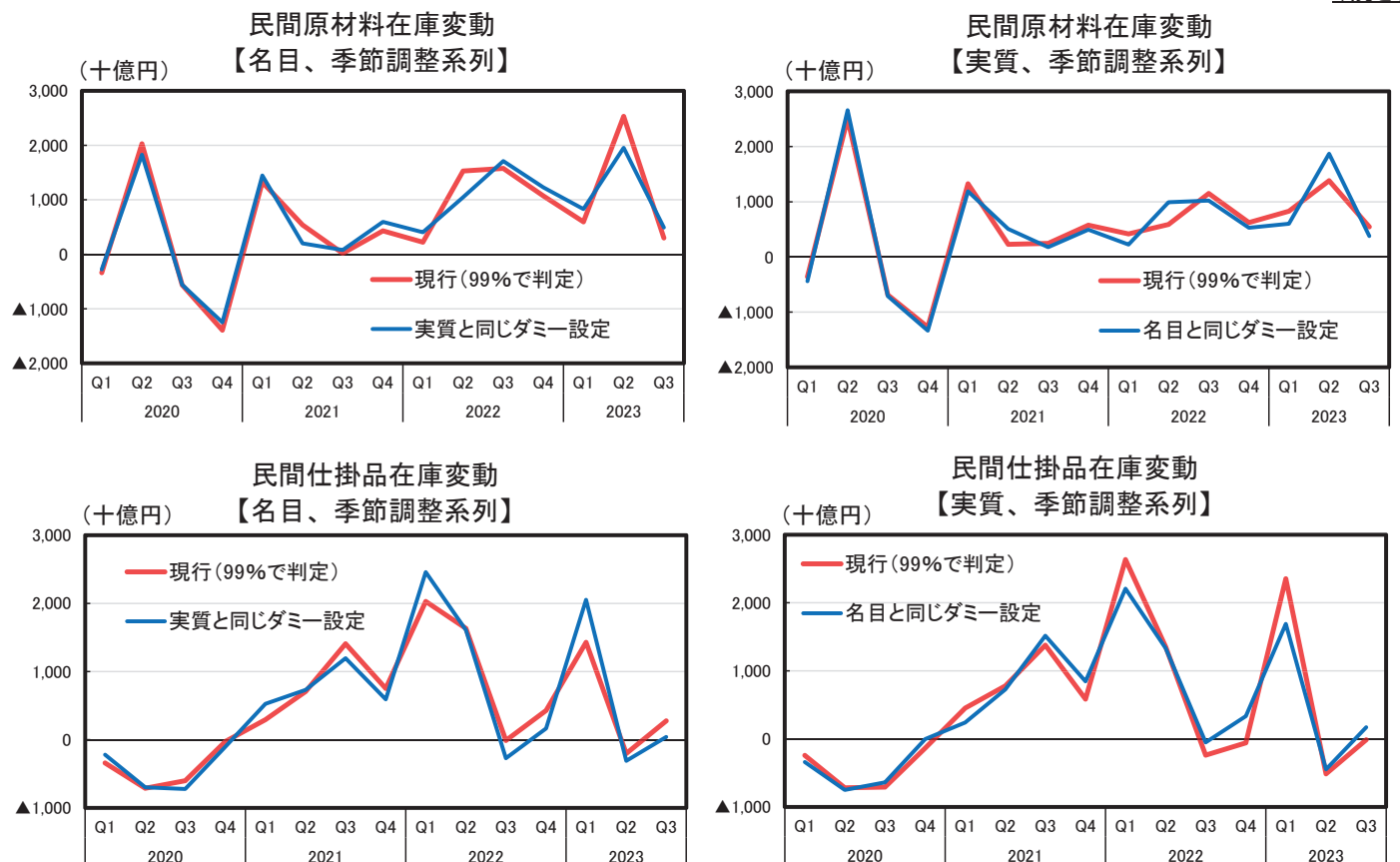
参考② 各系列の季節調整系列の動き(現行(99%で判定)、名目と実質で速報期間のダミー設定を同じにする場合)



5

季節調整：速報期間における暫定的な異常値処理方法の検証

参考③ 各系列の季節調整系列の動き(現行(99%で判定)、名目と実質で速報期間のダミー設定を同じにする場合)
(続き)



6

分配側系列の四半期速報(分配QNA)の検討状況について

令和6年4月26日

統計委員会国民経済計算体系的整備部会

内閣府経済社会総合研究所

国民経済計算部

これまでの経緯と本日の御報告内容

- 分配側系列の四半期速報(以下、「分配QNA」という。)については、第Ⅲ期基本計画期間において、2019年及び2023年3月の本部会に試算結果を御報告し、御審議をいただいていたところ。2023年3月の部会では、複数の委員から改定率に系列相関の傾向が見られる旨の問題意識を御指摘をいただいた。
- また、第Ⅳ期基本計画では、分配QNAについて、令和7年度末までのできるだけ早い時期に、公表可否や可能な場合の公表方法等について結論を得る旨盛り込まれたところ。

(参考)第Ⅳ期基本計画別表における記載

営業余剰・混合所得及び雇用者報酬に係る推計手法の改善等を通じて、年次推計における分配面の精度向上を図るとともに、分配面の四半期GDP速報について、これまで統計委員会に報告された推計方法の改善に係る検討や試算値の作成をできるだけ速やかに進め、参考系列としての公表可否、可とする場合における公表方法等について結論を得る。

<令和5年度(2023年度)から実施する。四半期速報については令和7年度(2025年度)末までのできるだけ早い時期に結論を得る。>

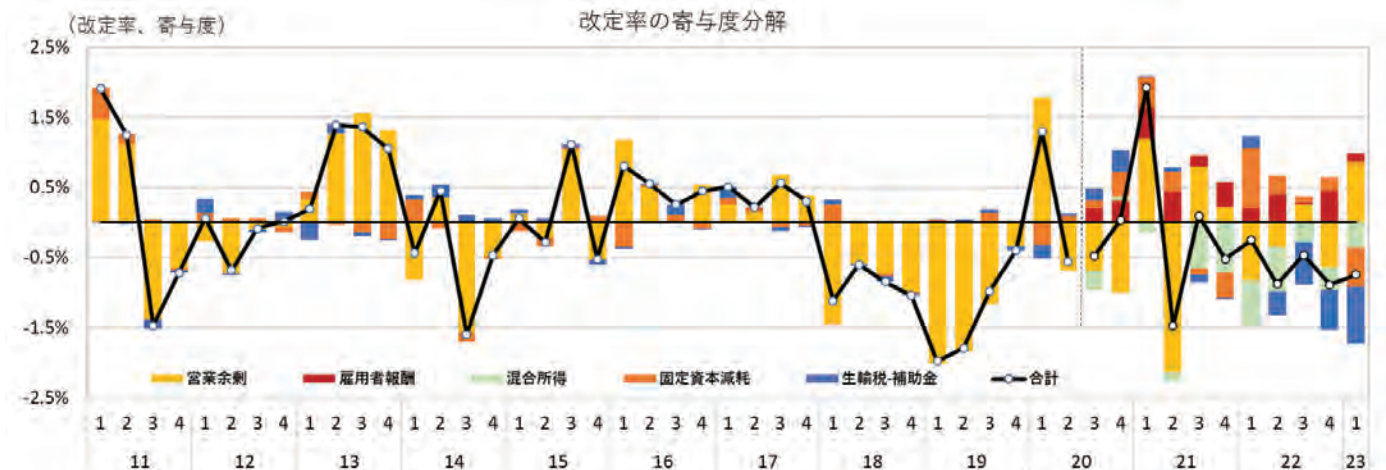
- こうした経緯を踏まえ、本年3月に国民経済計算部職員の個人論文^(※)の中で
(1)2023年1-3月期まで延長した分配QNAの試算
(2)2023年3月部会で御指摘いただいた系列相関に関する検討
を行い、公表したところ。本日はその内容を御報告する。

(※) 洲・鈴木・須永(2024)「分配側系列の四半期速報(分配QNA)の検討状況について」国民経済計算関連論文No.14

https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/sna_ronbun/pdf/sna_ronbun014.pdf

(1) 2023年1-3月期までの延長試算結果

- 2023年3月部会での御報告と同様に、試算した分配側GDP各項目の年次推計への改定寄与度を分析。シェア、パフォーマンスに照らし、試算期間全体では営業余剰の影響が大きい。
- 現行基準のデータによる試算を行った2020年7-9月期から2023年1-3月期までの分配側GDPのMAR(改定率の絶対値平均)は0.71%。同期間のうち足元では、混合所得の改定寄与も相応に大きくなっている。また2022年度は生輸税一補助金の改定寄与が大きいが、これは主にガソリン等の価格激変緩和補助金の影響を試算では織り込んでいないことによるもの。



(備考)・2020年4-6月以前(縦の点線より左)については、「2021年度年次推計」と「2023年7-9月期時点の補助系列」を用いて速報値を試算し、「2022年度年次推計」の計数に対する改定状況を分析。ただしQE及び家計可処分所得・家計貯蓄率四半期別速報で推計される項目(雇用者報酬、混合所得、持ち家の営業余剰)については平成27年基準と整合的にQNAの試算を行うことが困難であるため、合計に含まれない。なお各年4-6月期は、リアルタイムでは前年同期の年次推計値を得ることができないため、基本的に前々年同期の年次推計値を起点として延長推計を行っている。(例: 2020年4-6月期試算値は、基本的に「2021年度年次推計」の2018年4-6月期計数を起点として、「2023年7-9月期時点の補助系列」を用いて算出。)

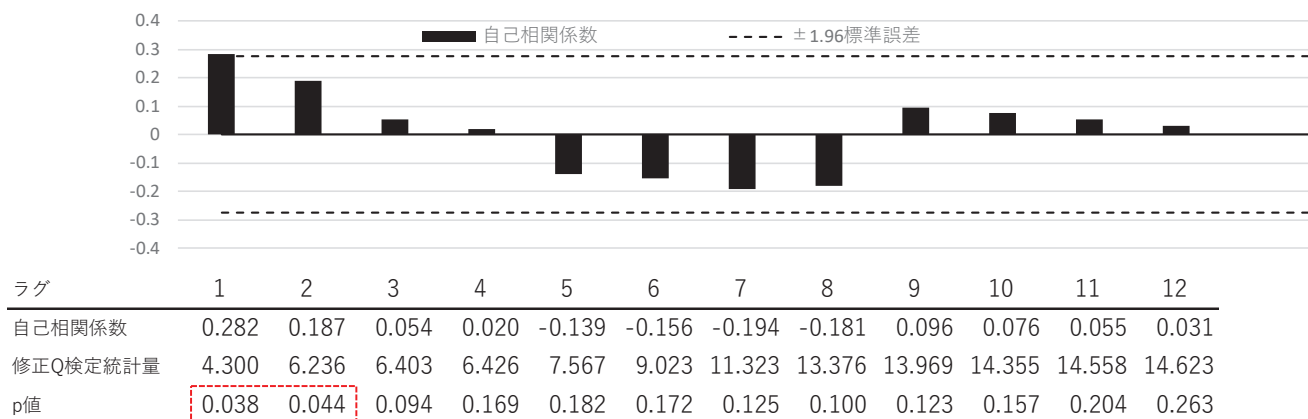
・2020年7-9月以降(縦の点線より右)については、「2021年度年次推計」の計数を起点として各四半期時点での速報推計を行い、「2022年度年次推計」値と比較して改定状況を試算。このため雇用者報酬や混合所得等の改定も含まれる。なお、補助系列の作成に当たっては、可能な範囲で当該四半期時点で利用可能な時系列データ(例: 当該四半期時点のQEの計数)を用いた。

・データは名目・原系列の値。

2

(2) 改定率の系列相関に関する検討

- 2023年3月部会で御指摘いただいた改定率の系列相関傾向について、試算期間全体である2010年7-9月期から2023年1-3月期までの分配側GDPの改定率の系列相関の検定を行った。



- ✓ 上段の棒グラフ: 各ラグの自己相関係数を表すコレログラムで、上下の点線は $\pm 1.96 \times \text{標準誤差}$ (5%有意水準)を表す。
⇒ 自己相関係数は1期ラグで点線(5%有意水準)を超え、「系列相関あり」と判断される。
- ✓ 下段の表: Ljung-Boxの修正Q検定統計量で、任意の次数以内の自己相関をまとめて検定
⇒ 2期までのラグの範囲で5%有意水準で「系列相関あり」と判断される。
- こうした結果は、年次推計で暦年の生産側GDPと分配側GDPが一致するよう営業余剰及び混合所得を残差推計しているため、暦年ごとにこれらの改定率の符号が一致する傾向にあることの表れであると考えられる。

3

御報告のまとめと今後の課題

1. 御報告のまとめ

- 2023年1-3月期まで延長試算を実施。分配側GDP四半期系列の年次推計に対する改定率は絶対値平均(MAR)で0.7%程度あり、依然として事後的な改定は小さくない状況。一方で、改定寄与度の大きい営業余剰については既に相応の推計方法の精緻化を行ってきており、今後の精度向上の余地は不透明。
- 改定率には統計的に有意な系列相関が検出されたが、これは年次推計で暦年の分配側GDPを生産側GDPと一致させるよう営業余剰・混合所得を残差推計していることに起因すると考えられる。

2. 今後の課題

- 補助金について、現在の推計方法では前年同期値を据え置いているが、2022年度のように特に大規模な予算措置が講じられる場合には何らかの形でその動向を分配QNA推計にも反映することも課題。
- 改定寄与が相応に大きい混合所得についても、速報段階で利用可能な基礎統計に大きな制約がある中、推計精度の向上に向けて検討を進めたい。
- この他、季節調整の在り方に関する検討も必要。分配側GDPそのものに季節調整をかけるか、分配側GDPの各項目単位で季節調整をかけるかといった選択肢がありうる。

4

(参考1) 分配QNAの試算の概略

国内総生産(分配側) = 雇用者報酬(国内概念) + 営業余剰・混合所得(純)
+ 固定資本減耗 + 生産・輸入品に課される税(控除)補助金

1. 年次推計における扱い

- 年次推計においては、分配側の暦年値は、雇用者報酬、営業余剰・混合所得の一部、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税(控除)補助金を別途に推計した後、付加価値推計等をもとに推計される生産側のGDP(暦年値)からこれら分配項目を控除して、民間非金融法人と個人企業(持ち家や農林水産業を除く)の営業余剰・混合所得の合計値を残差として推計。
- 同暦年値合計について、「四半期別法人企業統計」や「個人企業経済調査」等をもとに、企業会計概念からSNA概念への調整を施しつつ、民間非金融法人と個人企業(同上)の別、四半期の別に分割。
- 年次推計の公表の中で、分配側GDPの主要な内訳の四半期系列(原系列)を公表。

2. 現時点の分配QNA(四半期速報)推計の考え方

- 各項目について年次推計の四半期値を出発点に延長推計する。
- QEや家計可処分所得・家計貯蓄率四半期別速報(※)で推計値がある雇用者報酬(国民概念)や混合所得は同推計値を活用。(※)2019年1-3月期の速報より参考系列として公表開始
- その他については、基礎統計の利用可能性を踏まえ、利用可能な四半期補助系列を用いた延長推計(法人企業の営業余剰等)、利用可能な年次補助系列を用いて延長推計(地方税)、前年同期値据え置きを含むトレンドによる推計(補助金等)を行う。

5

(参考2) 分配QNAの各項目の現時点の推計方法

項目	細目	速報推計に利用する 基礎統計・推計方法の概要	年次推計に利用する 基礎統計・推計方法の概要
営業余剰 (12.3%)	非金融法人 (7.0%)	民間非金融法人は『四半期別法人企業統計』を用いて、SNAの営業余剰概念に調整した系列を用いて、直近年次推計値から前年比延長。公的非金融法人は直近年次推計の前年同期値。	民間非金融法人は、付加価値法により推計された一国の営業余剰・混合所得の暦年値をコントロール・トータルとし、別途決算書等から推計可能な制度部門別の営業余剰等を控除した残差を「民間非金融法人」ならびに「個人その他企業」で分割。『四半期別法人企業統計』を用いて暦年値を四半期分割。
	金融機関 (2.0%)	金融業産出額(QE推計過程で得られる)の推計値を補助系列として、直近年次推計値から前年比延長。	公的金融機関は各決算書を用いて推計。民間金融機関は付加価値法によって推計された金融機関合計の営業余剰から公的金融機関分を控除。
	家計(持ち家) (3.3%)	家計可処分所得・貯蓄率四半期別速報の内訳を使用(持ち家帰属家賃のQE推計値等を補助系列として、直近年次推計値から前期比延長)。	付加価値法により推計された「住宅賃貸業」のうち持ち家分の付加価値額から別途推計した持ち家分の固定資本減耗等を控除することにより推計。
混合所得 (1.6%)	農林水産 (0.3%)	家計可処分所得・貯蓄率四半期別速報の内訳(直近年次推計の前年同期値)を使用。	各種基礎資料を用いて推計した混合所得額から在庫品評価額及びFISIMを調整して推計。

(備考) 括弧内の比率は、2022年度年次推計における分配側GDPに占める各項目の割合。

6

(参考2) 分配QNAの各項目の現時点の推計方法

項目	細目	速報推計に利用する 基礎統計・推計方法の概要	年次推計に利用する 基礎統計・推計方法の概要
混合所得 (1.6%)	個人その他 (1.3%)	家計可処分所得・貯蓄率四半期別速報の内訳(『四半期別法人企業統計』や『労働力統計』から自営業主の営業余剰に係る補助系列を推計し、直近年次推計値から前期比延長)を使用。	付加価値法により推計された一国の営業余剰・混合所得の暦年値をコントロール・トータルとし、別途決算書等から推計可能な制度部門別の営業余剰等を控除した残差を「民間非金融法人」ならびに「個人その他企業」で分割。
雇用者報酬 (52.2%)	—	速報時点で利用可能な国民概念の雇用者報酬(※)を、『国際収支統計』の第一次所得収支を用い国内概念に転換して活用。	『国勢統計』、『毎月勤労統計』、『労働力統計』等を用いて産業別に推計。
固定資本減耗 (25.7%)	—	『固定資本ストック速報』におけるストック増加分と総固定資本形成の差分を実質固定資本減耗相当額として、これに総固定資本形成デフレーターを乗じて名目固定資本減耗相当額の延長指標とし、前年比延長する。	恒久棚卸法による期末資本ストック残高の計算と同時に詳細な品目別に計算。定率法を採用し、計算に使用する償却率は『民間企業投資・除却調査』等のデータから推計・設定。さらに品目別固定資本形成デフレーターにより名目化(時価評価)。
生産・輸入品に課される税(控除)補助金 (8.2%)	生産・輸入品に課される税 (9.4%)	税目ごとに、国税分は主に『租税及び印紙収入、収入額調(月次)』(以下、「租税調」という。)、地方税分は主に地方財政計画の「地方税及び地方譲与税収入見込額」の前年度比を用いるなどして延長。	年度決算書(財務省)等を用いて年度値を推計。年度値を四半期分割するにあたっては、各種統計を補助系列として用いて発生主義的に分割(均等分割を含む)。
	補助金 (-1.2%)	直近年次推計の前年同期値。	年度決算書(財務省)等を用いて推計。

(備考) 括弧内の比率は、2022年度年次推計における分配側GDPに占める各項目の割合。

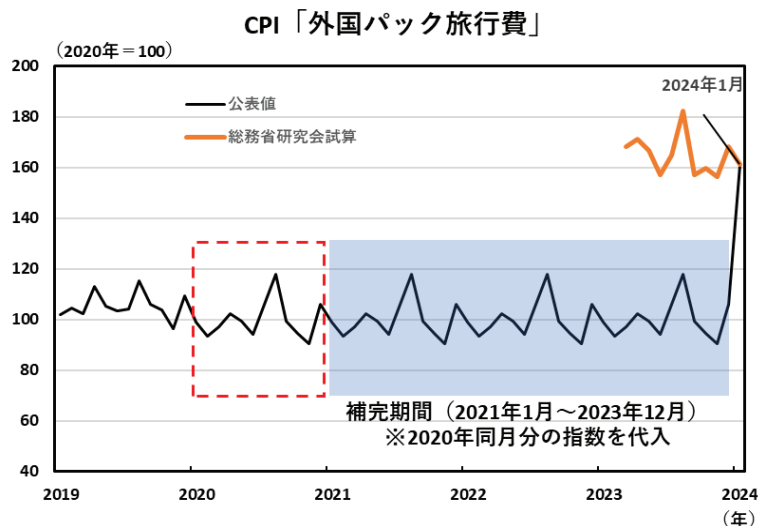
(※) 四半期別GDP速報における雇用者報酬(国民概念)の推計方法については、『国民経済計算推計手法解説書(四半期別GDP速報(QE)編)』を参照。

7

CPIの「外国パック旅行費」について

- CPIの「外国パック旅行費」指数については、新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの催行が中止となる中、安定的な価格取集が困難となったことから、2021年1月分結果以降、2020年同月分の同指数を代入して補完する対応をとっていた。
 - 外国パック旅行の催行も順次再開され、安定的な価格取集を継続して行えること及び旅行シーズンに価格が上昇する「外国パック旅行費」指数特有の動きが取集再開後も過去とおおむね符合していることが確認できたため、2024年1月分結果以降は従来どおりウェブスクレイピングにより取集した価格を用いて「外国パック旅行費」指数を作成。
- ※ 総務省によると、2023年3月以降の価格調査の結果は収集できており、物価指数研究会で2023年3-12月の試算値(注)を公表済。

(注)物価指数研究会(第24回)書類番号-1 <https://www.stat.go.jp/info/kenkyu/cpi/pdf/024-1.pdf>



1

JSNA(2024年1-3月期1次QE)における対応

- JSNAでは、「パッケージ旅行」の家計消費デフレーター等(注)の推計にCPIの「外国パック旅行費」を利用している。CPIの「外国パック旅行費」補完による対応開始(2021年1月)から3年が経過しているため、同指数の2024年1月分結果は、2021年からの補完期間中の変化が積み重なった結果となっており、JSNAの推計にそのまま利用することは適切ではない。
- (注)いくつかの品目の家計消費デフレーターや非居住者の直接購入などで、「外国パック旅行」の影響を受けるCPI「総合」及び「持家の帰属家賃を除く総合」の指数を用いている。
- 2023年3月以降については、総務省の試算値を用い、それ以前については関係する指標を用いて調整し、価格調査が行われていた2020年12月以前と接続させる。(こうして調整した「外国パック旅行費」指数を用いて、「総合」等の指数も調整を行う。)

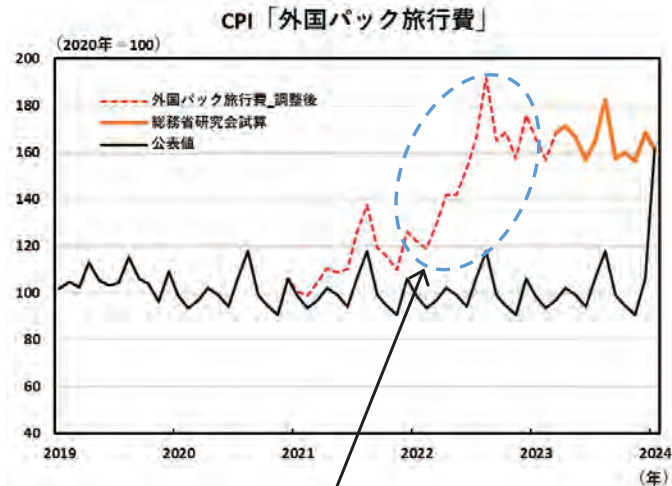
〔具体的な調整方法〕

- ◆ SPPIの「国際航空旅客輸送」の情報を用いてCPI「外国パック旅行費」を調整
- 総務省のヒアリングでは、「外国パック旅行費」の価格全体に対する影響度としては、特に航空費用の価格への影響が非常に大きいとの結果。CPIの「航空運賃」は国内航空運賃を含むことから、国際航空運賃のみのSPPI「国際航空旅客輸送」を利用。
(物価指数研究会(第12回)書類番号-2(P5) <https://www.stat.go.jp/info/kenkyu/cpi/pdf/012-2.pdf>)
- 具体的には、SPPI「国際航空旅客輸送」の国内、輸入を、JSNAの国内出荷と輸入の比率で統合し、同指数の前年同期比でCPI「外国パック旅行費」を延伸。2023年3月時点における総務省の試算値との差は、調整期間(2021年1月～2023年2月)に比例配分して接続。
- ◆ 調整後の「外国パック旅行費」とウェイト情報(25/10000)を用い、CPI「総合」等を調整

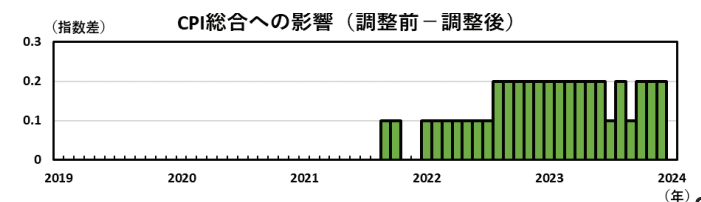
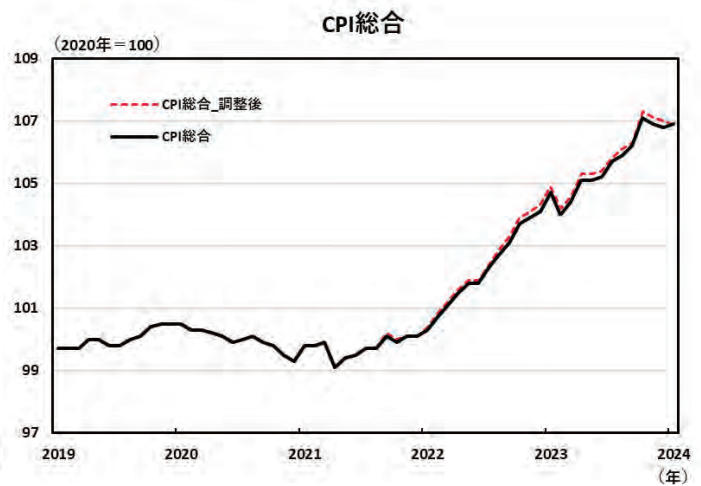
2

調整結果

- CPI「外国パック旅行費」のウェイトが小さい(25/10000)ことから、調整後のCPI「外国パック旅行費」がCPI総合(指数)に与える影響は限定的。
- 「外国パック旅行費」を調整した結果、CPI総合(指数)は、2021年9月から2023年12月にかけて+0.1～+0.2の上方改定となった。



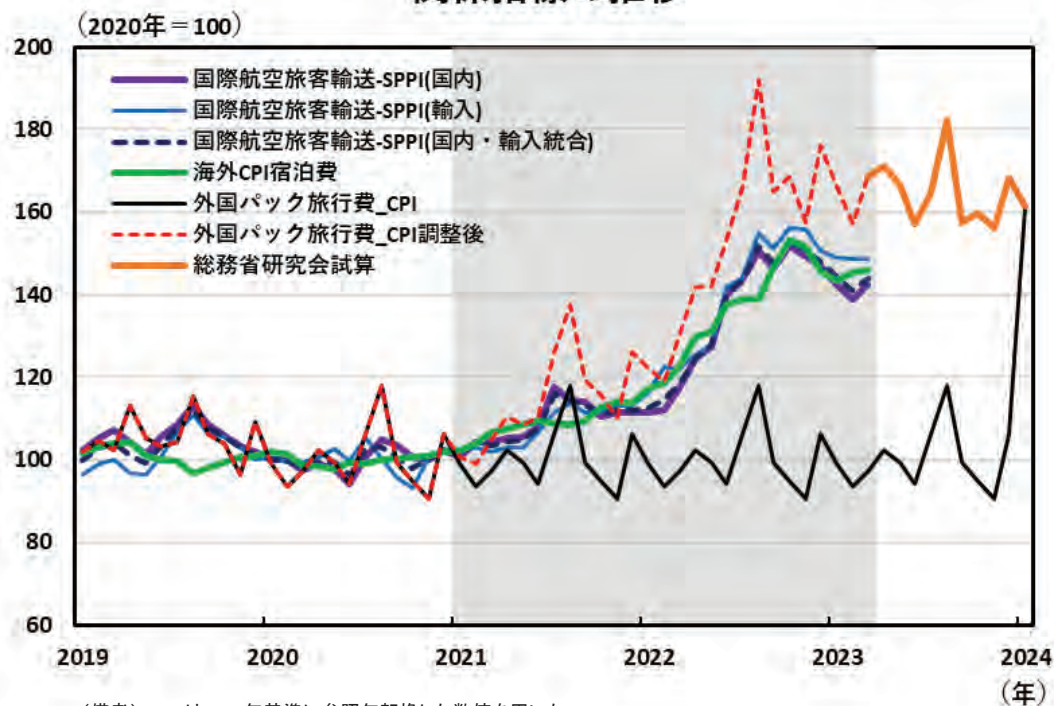
2023年3月以降の資源価格及び航空旅客輸送の価格上昇を反映



3

3. 関係指標の推移(参考)

関係指標の推移



(備考)・SPPIは2020年基準に参照年転換した数値を用いた。

- ・「国際航空旅客輸送_SPPI(国内・輸入統合)」は、国内出荷・輸入の取引額(コモ値)でウェイト統合した指数。
- ・「海外CPI宿泊費」はアメリカ、中国、韓国、EU、英国のCPI宿泊費に為替の影響を反映し、日本人旅行者数の割合でウェイト統合した指数。

4



2024年 1－3 月期四半期別 GDP 速報（1 次速報値） における推計方法の変更等について

令和 6 年 4 月 24 日
内閣府経済社会総合研究所
国民経済計算部

1. 令和 6 年能登半島地震に伴う対応

令和 6 年能登半島地震の影響について、基礎統計を通じて十分に反映することが困難と考えられるものを可能な範囲で調整するため、以下の対応を行う。

（1）供給側推計¹

供給側推計のうち、「建設」（「木造建築」及び「非木造建築」）について、令和 6 年能登半島地震による影響の大きかった地域²（以下「対象地域」という。）における建築工事の進捗に影響が出ていると考えられることから、被災状況を踏まえ、一定期間（2 週間程度）、対象地域における建築工事は進捗されなかったものとみなして推計する。具体的には、「建設総合統計」（国土交通省）における建築の 1 月値に、「1－（「建設総合統計」の建築における 2022 年度出来高ベースでの全国に占める被災地域分の割合 $\times 14/31$ ）」を乗じて推計する。

（2）民間最終消費支出

民間最終消費支出のうち、国内家計最終消費支出の並行推計項目について、需要側推計値は、「家計統計」（総務省）、「家計消費状況調査」（総務省）により推計した一世帯当たりの品目別消費支出に、世帯数を乗じて求めた補助系列により推計している。2024 年 1－3 月期分の国内家計最終消費支出については、「人口推計」（総務省）による人口から、令和 6 年能登半島地震による死者及び避難者数（令和 6 年能登半島地震非常災害対策本部会議資料により推計）を控除し、「国勢統計」（総務省）をベンチマークとした一世帯当たり人員で除することで求めた世帯数を乗じて推計する。

また、持ち家の帰属家賃を含む住宅賃貸料については、「建築物着工統計」（国土交通省）及び「建築物滅失統計」（国土交通省）により延長推計した床面積に「消費者物価指数」（総務省）及び「住宅・土地統計」（総務省）により延長推計した家賃単価を乗じることで求めているが、そのうち床面積については、令和 6 年能登半島地震非常災害対策本部会議資料における住宅被害の件数等を用いて、今回の震災による滅失分の床面積を推計し、同値を控除することで推計する。

（3）民間住宅

民間住宅（建設補修（改装・改修）及び不動産仲介手数料以外、以下同じ）は、まず全住宅投資を推計し、公的住宅を控除して求める。全住宅投資は、「建築物着工統計」における居住専用、居住産業併用別の工事費予定額を、構造別に進捗ベースに転換する等により推計している。令和 6 年能登半島地震により、対象地域における住宅建設工事の進捗に影響が出ていると考えられることから、被災状況を踏まえ、一定期間（2 週間程度）、対象地域における住宅建設工事は進捗されなかったものとみなして推計する。具体的には「建築物着工統計」の県別の居住専用、居住産業併用別の工事

¹ 供給側推計の 3 か月目の補外については、2022 年 10-12 月期 1 次 QE より、業界統計等の利用を拡大しており、従来のように、1 次 QE の出荷額推計において、基礎統計の制約から最初の 2 か月の値を用いて 3 か月目の値を補外推計している品目は限られることから、「建設」（「木造建築」及び「非木造建築」）についてのみ対応を行う。

² 北陸 3 県（富山県、石川県、福井県）のうち、震度 6 弱以上を記録した市町村とする。

費予定額を用い、対象地域分について進捗ベースに転換し、そのうちの1月分の推計値に14/31を乗じた値を、1－3月期の全国の推計値から控除する。こうして求めた全住宅投資から、公的住宅を控除することで、民間住宅を求める。

(4) 公的固定資本形成

公的固定資本形成（研究・開発、防衛装備品、ソフトウェア、建設補修（改装・改修）、娯楽作品原本及び鉱物探査・評価以外）は、「建設総合統計」（国土交通省）（出来高ベース・公共（建築及び土木））を用いて延長推計している。令和6年能登半島地震により、対象地域における建築工事の進捗に影響が出ていると考えられることから、被災状況を踏まえ、一定期間（2週間程度）、対象地域における建築工事は進捗されなかったものとみなして推計する。具体的には、「建設総合統計」における建築の1月値に、「1－（「建設総合統計」の建築（居住用、非居住用）における2022年度出来高ベースでの全国に占める対象地域分の割合×14/31）」を乗じて推計する。

また、応急仮設住宅分については、「応急仮設住宅の進捗状況について」（石川県）により示されている整備戸数等を用いて推計し、公的固定資本形成に計上する。

2. うるう年対応について

供給側推計の3月値の補外推計に際しては、本年2月値にうるう年の影響が生じていると考えられる品目（「そう菜・すし・弁当」「道路輸送」「郵便・信書便」）について、本年の計数に28/29を乗じたものを用いて対応する。

3. デフレーター推計における「消費者物価指数」（外国パック旅行費）の調整について

デフレーター推計に用いている、「消費者物価指数」（総務省）の「外国パック旅行費」については、2021年1月分結果以降、2020年同月分の指数を代入して補完する対応がとられ、2024年1月分結果以降は従来どおりウェブスクレイピングにより収集した価格を用いた作成方法となっている。このため、同指数の2024年1月分結果は、2021年からの補完期間中の変化が積み重なった結果となっていることから、補完期間である2021年1月から2023年12月について、次の方法で調整を行う。

まず、2023年3月から同年12月については、総務省の物価指数研究会（第24回）³で示された、ウェブスクレイピング結果による試算値を用いる。2021年1月から2023年2月までは、「外国パック旅行」の価格全体に対する影響度が大きい航空費用の価格指数の前年同月比をもとに補外推計する。航空費用の価格指数としては、「企業向けサービス価格指数」（日本銀行）の「国際航空旅客輸送」を用いる。

また、デフレーター推計において消費者物価指数の総合指数を用いている品目については、こうして調整した「外国パック旅行費」を反映した指数を用いる。

調整した指数は、2021年1－3月期以降の推計に遡及して反映する。

4. 季節調整

新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して設定してきた異常値処理のダミー変数は、2023年7－9月期四半期別GDP速報（2次速報値）以降、速報期間である2023年1－3月期以降の期間に

³ 物価指数研究会（第24回）書類番号1（令和6年2月6日）参照。
(<https://www.stat.go.jp/info/kenkyu/cpi/pdf/024-1.pdf>)

ついて、統計委員会国民経済計算体系的整備部会における議論⁴を踏まえ、当面の間、外れ値の判定に用いる信頼区間を95%から99%に変更したうえで加法型異常値処理のダミー変数を設定する⁵。設定したダミー変数については、毎回の四半期別GDP速報の公表時に併せて公表する。

なお、速報期間（2023年1－3月期以降）の処理は、暫定的な処理であり、この手法により設定したダミー変数の取り扱いについては、2023年国民経済計算年次推計を反映する2024年7－9月期四半期別GDP速報（2次速報値）において、再度検証する⁶。

5. 新型コロナワクチンの供給及びその接種について

2021年2月より日本への供給及び接種が開始された新型コロナワクチンについては、2021年1－3月期以降と同様に、購入費用はその供給時点において政府最終消費支出（中間投入）に、接種費用は接種時点において政府最終消費支出（現物社会移転（市場産出の購入））に記録する。具体的には、表1の対応を行う。

（表1）

需要項目	対応
政府最終消費支出（中間投入）	ワクチンの確保に要する予備費等に基づき、メーカーとの総契約見込回数 ⁷ とワクチンの供給予定回数 ⁸ から当期のワクチンの購入費用を推計。
政府最終消費支出（現物社会移転（市場産出の購入））	ワクチンの接種単価と当期の接種実績回数 ⁹ から接種にかかる医療費を推計。

6. R&D（研究・開発）の産出額について

R&Dの市場生産者分の産出額は、直近の第一次年次推計値をベンチマークとしつつ、直近で利用可能となる「全国企業短期経済観測調査」（短観）（日本銀行）における研究開発投資額等に基づき推計を行っている。

今期の四半期別GDP速報における2023年度中の各四半期におけるR&Dの産出額（市場生産者

⁴ 統計委員会第35回国民経済計算体系的整備部会 資料2（令和5年10月30日）参照。

（https://www.soumu.go.jp/main_content/000909145.pdf）

⁵ 2022年7－9月期四半期別GDP速報（2次速報値）以降、速報期間である2022年1－3月期以降の期間について、先験的な形では設定せず、各速報推計時点で、X-12-ARIMAの予測系列から外れ値となる場合に暫定的なダミーを設定していた。具体的には、2022年1－3月期以降の各期において、その前期を起点とした予測系列で95%信頼区間を外れた場合に、加法型異常値処理のダミー変数を設定していた。

⁶ 各期の2次速報値の推計において設定した異常値処理は、原則として、2024年7－9月期四半期別GDP速報（1次速報値）までは変更しない。2023年10－12月期四半期別GDP速報（2次速報値）において設定した速報期間（2023年1－3月期以降）のダミー変数については、2023年10－12月期四半期別GDP速報（2次速報値）「結果の概要」資料を参照。

（https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/sokuhou/files/2023/qe234_2/pdf/gaiyou2342.pdf）

⁷ （米）ファイザー社、（英）アストラゼネカ社、（米）モデルナ社、（米）ノババックス社、（日）第一三共との契約見込回数

⁸ 厚生労働省にヒアリングして得られた供給予定回数

⁹ 厚生労働省「新型コロナワクチンの接種回数について」

（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/yobou-sesshu/syukeihou_00002.html）

分計)の推計値は、表2のとおりとなる¹⁰⁾。

(表2) 市場生産者(民間企業・公的企業合計)分のR&D産出額

年度／四半期	金額 (兆円)	対前年度(同期)比 伸び率(%)
2023年度	17.6	5.4
4－6月期	4.2	5.4
7－9月期	4.3	5.4
10－12月期	4.4	5.4
1－3月期	4.6	5.4

(注) 名目、控除可能な消費税額を含むグロス値。四半期は原系列。

7. 「毎月勤労統計調査」における変更等を受けた対応

「毎月勤労統計調査」(厚生労働省)においては、2024年1月に、標本事業所の部分入替えに加え、産業・規模別の賃金等の集計値を積み上げる際のウェイトに用いられる母集団労働者数の更新(ベンチマーク更新)が行われている¹¹⁾。

これを受け、雇用者報酬推計においては、その推計に用いている「毎月勤労統計調査」の賃金データについて、2024年1月時点での新旧データを用い、同月と2023年12月の段差が生じないように接続して推計を行う。

(以上)

¹⁰⁾ 非市場生産者(民間企業設備のうち対家計民間非営利団体分、公的固定資本形成のうち一般政府分)の2023年度のR&D産出額の推計値は、2023年7－9月期四半期別GDP速報(2次速報値)時点から変更はない。推計値については、『2023年7－9月期四半期別GDP速報(2次速報値)』に係る利用上の注意について(令和5年11月28日)の表3を参照。

(https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/reference1/siryoku/2023/pdf/announce_20231128.pdf)

¹¹⁾ 厚生労働省「毎月勤労統計調査(全国調査)の令和6年1月分調査結果の公表(ベンチマーク更新等)について」(令和6年3月15日)

(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/maikin-announcement-20240315.pdf>)

「毎月勤労統計調査におけるベンチマーク更新等(令和6年1月分調査)の対応及び影響について」(令和6年4月8日)

(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/maikin-kaisetsu-20240408.pdf>)